

公益社団法人薬剤師認定制度認証機構
令和 7 年度 臨時社員総会（書面による臨時社員総会）議事録

1. 日時：令和 8 年 1 月 19 日

2. 書面による臨時社員総会開催理由

本法人の令和 6 年度事業報告書ならびに決算報告書を本年 6 月 30 日に内閣府に提出しました。その後、担当官より非常勤役員への報酬支給と定款第 25 条との齟齬が指摘されました。これまで、定款第 25 条第 1 項で非常勤役員は無報酬とされ、同条第 2 項に定める職務を行うための費用の弁償として処理してきました。担当官の指導に従い、定款第 25 条を非常勤役員にも報酬等を支給するよう改定し、対応する役員報酬規程の条文についても改定しました。また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の改定に伴い、該当する定款の条文の修正・削除を行いました。本法人の定款及び役員報酬規程により、定款の改定及び役員報酬規程の改定は社員総会の議決によることが定められている。令和 7 年 12 月 5 日の第 4 回理事会において本議案を臨時社員総会において審議することが承認された。その結果を受け、一般法人法第 58 条第 1 項及び定款第 16 条第 2 項に基づき、書面による臨時社員総会を行うものである。

3. 提案された議案

第 1 号議案 定款及び役員報酬規程の改定に関する件

4. 議案提案者の氏名

代表理事 安原眞人

5. 社員の数

正会員である社員	33 名
特別会員である社員	6 名

6. 議決方法 書面による表決

7. 書面による表決出席者

(正会員議決権行使者) 33 名

(公財) 日本薬剤師研修センター 矢守隆夫、 東邦大学薬学部 増田雅行、

(一社) 薬剤師あゆみの会 狹間研至、 慶應義塾大学薬学部 有田 誠、

(一社) イオン・ハピコム人材総合研修機構 高橋泰彦、

明治薬科大学 菅野敦之、 神戸薬科大学 小山 豊、

(公社) 石川県薬剤師会 藤原秀範、 新潟薬科大学 久保田隆廣、

北海道科学大学 山下美紀、 星薬科大学 細江智夫、

(一社) 昭葉同窓会(平成塾) 田口恭治、 (一社) 薬学ゼミナール生涯学習センター

木暮喜久子、 北海道医療大学 浜上尚也、

埼玉県病院薬剤会生涯研修センター 日比 徹、

(一社) 日本女性薬剤師会 小縣悦子、 日本大学薬学部 西 圭史、

(一社) 薬局共創未来人財育成機構 藤本和利、 昭和医科大学薬学部 岸本桂子、

(一社) ソーシャルユニバーシティ 土橋 朗、

(公社) 神奈川県薬剤師会 久保田充明、 近畿国立病院薬剤師会 福田利明、

(一社) 上田薬剤師会 飯島康典、 京都薬科大学 赤路健一、

(公社) 日本薬剤師会 岩月 進、 (公社) 東京都薬剤師会 田極淳一、

大阪医科大学 浦田秀仁、 (一社) 大阪府薬剤師会 乾 英夫、

NPO 法人医薬品ライフタイムマネジメントセンター 澤田 康文、

(一社) 日本プライマリ・ケア連合学会 小見川香代子、

(一社) 日本在宅薬学会 狹間研至、 (一社) 日本病院薬剤師会 武田泰生、

(一社) 日本くすりと糖尿病学会 野沢 彰

(特別会員議決権行使者) 6 名

(公社) 日本薬剤師会 岩月 進

(公社) 日本薬学会 石井伊都子

(一社) 日本医療薬学会 山本康次郎

(一社) 日本私立薬科大学協会 楠 文代

国公立大学薬学部長(科長・学長)会議 小比賀 聰

(一社) 日本病院薬剤師会 武田泰生

8. 審議概要・結果

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案定款及び役員報酬規程の改定に関する件

提案理由書

別紙1の通り

第1号議案-1 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構 定款 (案)

別紙2の通り

第1号議案-2 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構 役員報酬規程（案）

別紙3の通り

第1号議案-3 役員報酬規程別表（案）

別紙4の通り

第1号議案-4 参考資料：定款新旧対照表

別紙5の通り

第1号議案-5 参考資料：役員報酬規程新旧対照表

別紙6の通り

同意書

別紙7の通り

(2) (1)の事項を提案した者の氏名代表理事 安原眞人

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日 令和8年1月19日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 代表理事 安原眞人

上記議案を令和7年12月19日社員全員に郵送及びメールにより送付し、内容確認の上、承認の可否について意見を求めたところ、当該議案について、社員全員から同意する旨の書面（同意書、電磁的方法による同意書）を受領し、社員総会の決議があったとみなされたので、上記の決議を明確にするため、代表理事及び監事がこれに署名、捺印する。

令和8年1月19日

代表理事 安 原 眞 人 印

監 事 望 月 真 弓 印

監 事 森 和 彦 印

別紙 1

令和 7 年 12 月 19 日

提案理由書

公益社団法人薬剤師認定制度認証機構
代表理事 安原 真人

令和 7 年度臨時社員総会にお諮りする第 1 号議案の提案理由につき、ご説明申し上げます。

本法人の令和 6 年度事業報告書ならびに決算報告書を本年 6 月 30 日に内閣府に提出しました。その後、担当官より非常勤役員への報酬支給と定款第 25 条との齟齬が指摘されました。これまでには、定款第 25 条第 1 項で非常勤役員は無報酬とされ、同条第 2 項に定める職務を行うための費用の弁償として処理していました。担当官の指導に従い、定款第 25 条を非常勤役員にも報酬等を支給するよう改定し、対応する役員報酬規程の条文についても改定しました。また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の改定に伴い、該当する定款の条文の修正・削除を行いました。

本法人の定款及び役員報酬規程により、定款の改定及び役員報酬規程の改定は社員総会の議決によることが定められています。令和 7 年 12 月 5 日の第 4 回理事会において本議案を社員総会に諮ることが承認されましたので、同封の定款（案）、役員報酬規程（案）及び役員報酬規程別表（案）を提案いたします。参考資料として定款新旧対照表及び役員報酬規程新旧対照表を同封いたします。
ご審議よろしくお願い申し上げます。

以上

公益社団法人薬剤師認定制度認証機構

定 款 (案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、薬剤師に対する良質な生涯学習体制の整備、発展を図ることにより、薬剤師の資質及び専門性の維持・向上に寄与し、もって公衆衛生の向上と国民の健康の増進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 薬剤師に提供される生涯教育・研修、及び認定制度の評価及び認証
(2) わが国の公衆衛生の向上と国民の健康の増進に寄与するための効果的な生涯研修体制の改善、育成、及び支援

(3) 医療の質向上を指標とする、薬剤師に対する生涯研修・認定事業の評価基準等の作成

(4) 薬剤師の生涯研修に関する調査研究及び国際協力

(5) その他、この法人の目的事業を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、全国及び海外において行なうものとする。

3 この法人は、理事会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条の目的達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員：この法人の認証を取得し、入会した法人又は団体
(2) 特別会員：この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体

(3) 賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体

2 前項の会員のうち正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に

関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の別に定めるところにより、正会員又は特別会員として入会申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になつた後定期的に会費として社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条に定める会費の納入が1年以上なされなかつたとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し、または解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書等の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

2 社員は、社員総会に出席できない場合、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

(議決)

第17条 社員総会の議決は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決する際には、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には議長及びその会議において社員の中から選任された議事録署名人2人が署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち3名を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の議決によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事には、その職務の対価として報酬等を支給することができる。その額については、社員総会が別に定める役員報酬規程による。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うための費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決により別に定める。

(顧問)

第26条 この法人に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の諮問に応え、理事会に対し、意見を述べることができる。
- 3 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、理事会の議決により、その職務を行うための費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議決)

第30条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があつたものとみなす。
- 3 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第21条第3項の規定による報告については、適用しない。

（議事録）

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

（基本財産）

第32条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めたものとする。

- 2 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 3 前2項の財産は、この法人の目的を達成するために、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 4 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分または担保に提供する場合には、理事会において議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 5 資産の管理及び運用について必要な事項は、社員総会において別に定める財産管理運用規程によるものとする。

（事業年度）

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備えおき、一般の供覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出

し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿及び役員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第36条 この定款は、社員総会の議決によって変更することができる。

（解散）

第37条 この法人は、社員総会の議決、その他次の事由により解散する。

- (1) 定款で定めた存続期間の満了
- (2) 定款で定めた解散の事由の発生
- (3) 社員が欠けたこと
- (4) 合併（合併によりこの法人が消滅する場合に限る。）
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 法人法第261条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第38条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、社員総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は

国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第40条 この法人の事業を推進するために必要あるときに、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める委員会規程によるものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務処理規程として理事会の議決により代表理事が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第42条 事務所には、常に法令で定める帳簿及び書類を備えておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第43条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1. この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づき、行政庁より公益認定を受けた日から施行する。
2. この定款は、令和8年1月19日から施行する。

公益社団法人薬剤師認定制度認証機構 役員報酬規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（以下「認証機構」という。）定款第25条に基づき、認証機構の役員に対する報酬等の額を定め、明らかにすることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第19条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、認証機構を主たる勤務場所とし、週3日以上認証機構の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料その他の実費をいう。

（報酬等の種類）

第3条 役員に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員の報酬（月額）
- (2) 非常勤役員の報酬（日額）
- (3) 退職手当

（報酬月額の決定等）

第4条 常勤役員の報酬は月額とし、国家公務員指定職俸給表の1号を基準として、同3号を上限とする額を適用する。

- 2 常勤役員のうち理事に対する報酬月額は、前項に定める範囲内であって、理事会の決議によりその額を決定する。
- 3 常勤役員のうち監事に対する報酬月額は、前項に定める範囲内であって、監事同士の協議により決定する。

（非常勤役員の取扱い）

第5条 非常勤役員に対しては、別表に定める報酬を支給する。

（報酬の支給方法）

第6条 役員の報酬は、毎月25日（その日が休日に当るときはその前日において最も近い休日でない日）に支給する。

(新たに役員となった者の報酬)

第7条 新たに役員となった者には、その日から報酬を支給する。

(役員でなくなった者の報酬)

第8条 役員が退職又は解任により役員でなくなったときは、その日まで報酬を支給する。この場合、月額を日割り計算する。

2 役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の報酬の月額全額を支給する。

(退職手当)

第9条 常勤の役員が解雇され、又は退職したときは、退職手当を支給する。ただし、役員が解雇された場合、退職手当の全部又は一部を支給しない。

2 退職手当の額及び支給率は、別に定める「退職手当規程」による。

(通勤手当の支給)

第10条 常勤役員には、第3条第1項に掲げる報酬等のほか、通勤に要する経費として通勤手当を支給することができる。

2 前項の通勤手当の支給額は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「職員給与規程」という。）に定めるところによる。

(費用の取扱い)

第11条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支給するものとし、また前払いを要するものについては前もって支給する。

(準用)

第12条 役員報酬等の支給に関し、この規程に定めのない事項（支給方法、源泉徴収及び社会保険料等）については、職員給与規程を準用する。

(公表)

第13条 認証機構は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、社員総会の議決により行うものとする。

(補則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるもの

とする。

附 則

- 1 この規程は、公益認定を受けた日から施行する。
- 2 この規程は、令和8年1月19日より施行する。

別表 (非常勤役員の報酬)

区分(1回)	報酬額(円)	源泉徴収税(円)	支払い額(円)
総会への出席	13,364	1,364	12,000
理事会への出席	13,364	1,364	12,000
認証審査(新規)(委員)	16,705	1,705	15,000
認証審査(新規)(担当)	33,411	3,411	30,000
認証審査(更新)(委員)	11,137	1,137	10,000
認証審査(更新)(担当)	22,274	2,274	20,000
期末監査への出席	13,364	1,364	12,000
事務局会議への出席	27,842	2,842	25,000

定款新旧対照表

新	旧	備考欄
(報酬等) 第25条 理事及び監事には、その職務の対価として報酬等を支給することができる。その額については、社員総会が別に定める役員報酬規程による。 2 理事及び監事には、その職務を行うための費用を弁償することができる。 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決により別に定める。	(報酬等) 第25条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては報酬を支給することができる。その額については、社員総会が別に定める役員報酬規程による。 2 理事及び監事には、その職務を行うための費用を弁償することができる。 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決により別に定める。	(変更) 報酬についての変更
第36条 (削除)	(公益目的取得財産残額の算定) 第36条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条に規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。	(削除) 認定法令の改正による条項の削除
第36条 第37条 第38条	第37条 第38条 第39条	(変更) 条項削除による変更
(残余財産の帰属) 第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	(残余財産の帰属) 第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	(変更) 条項削除による変更 認定法令の改正による条項の移動

定款新旧対照表

新	旧	備考欄
第 <u>40</u> 条	第 <u>41</u> 条	(変更) 条項削除による変更
第 <u>41</u> 条	第 <u>42</u> 条	
第 <u>42</u> 条 事務所には、常に法令で定める帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。 2 前項の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第 <u>43</u> 条第2項に定める情報公開規程によるものとする。	第 <u>43</u> 条 事務所には、常に法令で定める帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。 2 前項の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第 <u>44</u> 条第2項に定める情報公開規程によるものとする。	(変更) 条項削除による変更 条項削除による条項の移動
第 <u>43</u> 条	第 <u>44</u> 条	(変更)
第 <u>44</u> 条	第 <u>45</u> 条	条項削除による変更
第 <u>45</u> 条	第 <u>46</u> 条	
附則 2. この定款は、令和8年1月19日から施行する。	附則	(追加) 定款改定による追加

役員報酬規程新旧対照表

新	旧	備考欄
(目的) 第1条 この規程は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（以下「認証機構」という。）定款第25条 <u>（削除）</u> に基づき、認証機構の役員に対する報酬等の額を定め、明らかにすることを目的とする。	(目的) 第1条 この規程は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（以下「認証機構」という。）定款第25条 <u>第1項及び第3項</u> に基づき、認証機構の役員に対する報酬等の額を定め、明らかにすることを目的とする。	(削除) 定款改定による削除
(用語の定義) 第2条 この規程において、用語の意義は、次のとおりとする。 (1) 役員とは、定款第19条第1項に規定する理事及び監事をいう。 (2) 常勤役員とは、認証機構を主たる勤務場所とし、週3日以上認証機構の業務に従事する者をいう。 (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。 (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第 <u>14</u> 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。 <u>（削除）</u> <u>（5）費用とは職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料その他の実費をいう。</u>	(用語の定義) 第2条 この規程において、用語の意義は、次のとおりとする。 (1) 役員とは、定款第19条第1項に規定する理事及び監事をいう。 (2) 常勤役員とは、認証機構を主たる勤務場所とし、週3日以上認証機構の業務に従事する者をいう。 (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。 (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第 <u>13</u> 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。 <u>ただし、定款第25条第2項に定める費用弁済を除く。</u>	(変更) 番号の修正 認定法令の改正による条項の移動 定款改定による削除 第5号の追加
(報酬等の種類) 第3条 <u>（削除）</u> 役員に支給する報酬等は、次のとおりとする。 (1) <u>常勤役員の報酬（月額）</u> (2) <u>非常勤役員の報酬（日額）</u> (3) 退職手当	(報酬等の種類) 第3条 <u>常勤</u> 役員に支給する報酬等は、次のとおりとする。 (1) <u>報酬（月額）</u> (2) 退職手当	(変更) 定款改定による修正

役員報酬規程新旧対照表

新	旧	備考欄
(非常勤役員の取扱い) 第5条 非常勤役員に対しては、 <u>別表に定める報酬を支給する。</u>	(非常勤役員の取扱い) 第5条 非常勤役員に対しては、 <u>如何なる名目でも報酬等は、一切支給しない。ただし、定款第25条第2項に定める費用弁済は、この限りでない。</u>	(変更) 定款改定による修正
<u>(費用の取扱い)</u> <u>第11条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支給するものとし、また前払いを要するものについては前もって支給する。</u>		(追加) 第2条第1項第5号追加による条項追加
第12条 第13条 第14条 第15条	第11条 第12条 第13条 第14条	(変更) 条項追加による変更
附則 <u>2 この規程は、令和8年1月19日より施行する。</u>	附則	(追加) 規程改定による追加